

<p>○競争的資金による研究者の雇用と博士課程学生の給与型支援の拡充</p>	<p>文部科学省</p>	<p>平成13年度から科学研究費補助金において当該研究遂行のために必要となる研究者および博士課程学生を研究支援者として研究機関が雇用し、給与等を科学研究費補助金（直接経費）から研究機関に支出することができるように制度改善を行うなど、各制度で対応を実施している。</p>			
<p>○特別免許状制度や特別非常勤講師制度の一層の活用促進などによる、学校教育の場における社会人の活用の飛躍的な拡大</p>	<p>文部科学省</p>	<p>特別免許状制度の活用促進のため、平成14年5月教育職員免許法を改正し、授与要件の緩和等を措置。特別非常勤講師制度の活用を促進（平成15年度予算案260百万円。）</p>	<p>法律の改正や財政措置により、各都道府県において両制度の一層の活用が促進される。（平成13年度における特別非常勤講師の活用実績は14,695件。）</p>		<p>各都道府県教育委員会に対し、特別免許状の授与に係る措置の内容を引き続き周知することにより、その一層の活用を促進。特別非常勤講師の配置に係る事業費を引き続き措置。（平成15年度）</p>
<p>○新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究</p>	<p>文部科学省</p>	<p>平成14年度より実践研究を開始。</p>	<p>7件9校に実践研究を委嘱し、実践研究を開始。</p>		

<p>○地域の大学等を中心とした産学官連携事業による地域経済支援、新事業・ベンチャー企業創出</p>	<p>文部科学省、経済産業省</p>	<p>・知的クラスター創成事業においては全国12地域で事業を推進(平成14年度補正予算600百万円、平成15年度予算6,900百万円)          ・都市エリア産学官連携促進事業においては全国19地域で事業を推進(平成15年度予算案3,100百万円)          ・3地域(東北、長野・上田、香川)をはじめとした各地域において文部科学省の「知的クラスター創成事業」と経済産業省の「産業クラスター計画」の連携をはかる「地域クラスター推進協議会」を開催。</p>	<p>・知的クラスター創成事業、都市エリア産学官連携促進事業においては、産学官の共同研究等が進捗。          ・東北地域、長野・上田地域、高松地域等において「地域クラスター推進協議会」の開催が実現し、省庁の枠を超えた施策のモデルとなり得る。地域クラスター推進協議会も合同成果発表会を開催することにより、産業クラスター計画との連携が進むとともに、東北地方においては両事業の関係者約60名が参加する等、地域における産学官連携の機運が高まった。</p>	<p>地域主体で産学官連携が進んでおり、今後、具体的な成果を上げていくことが課題。</p>	<p>・両事業の連携を深めるための地域クラスター推進協議会、合同成果発表会を各地域で開催。          ・平成14年度中に、知的クラスター創成事業において、6試行地域から3地域を本格実施地域へ移行。          ・平成14年度中に、都市エリア産学官連携促進事業において、新規に9地域を選定。          ・知的クラスター創成事業においては、平成16年度に厳正な中間評価を実施。</p>
<p>○企業経験者の積極的採用や教員が企業等学校外において研修を受ける機会の充実</p>	<p>文部科学省</p>	<p>企業経験者等の採用を促進している県市の取組を事例集として毎年全国に配布。教員の長期社会体験研修実施機会を拡充(平成15年度予算案100百万円)</p>	<p>平成14年度採用選考試験において、都道府県・指定都市のうち49県市が民間企業経験について評価し、8県が社会人特別選考を実施。教員の長期社会体験研修については、都道府県・指定都市・中核市のうち73県市が平成13年度において実施し、74県市が14年度において計画。</p>		<p>企業経験者等の採用を促進している県市の事例について引き続き情報提供を進める。教員の長期社会体験研修に対する財政措置等を引き続き行う。</p>
<p>○スクールカウンセラーの配置の推進</p>	<p>文部科学省</p>	<p>・児童生徒の心の悩みや不安に対応するため、スクールカウンセラーを各学校に配置し、それらを活用する際の諸課題についての調査研究を行う。(平成15年度予算案4,029百万円(平成15年度配置予定校数 7,000校))</p>	<p>・平成14年度において、スクールカウンセラーを5,500校配置(平成14年度予算)</p>		<p>引き続きスクールカウンセラーの配置を図る</p>

○初等中等教育における教育内容の充実	文部科学省	<p>・平成14年度より新教育課程のねらいとする「確かな学力」の向上を図るため、「学力向上フロンティア事業」を着実に推進。(平成15年度予算案815百万円)</p> <p>・「確かな学力」を飛躍的に向上させるための、総合的施策パッケージとして「学力向上アクションプラン」を策定</p>	<p>・すべてのフロンティアスクールにおいて、個に応じた指導の充実に関する取組を実施。また、約6割の学校においてその成果を他校に普及するための説明会等を開催。</p>	<p>・平成15年度にはフロンティアスクールの数を倍増し、全国の学校へ実践研究の成果を普及。</p> <p>・「学力向上フロンティア事業」をはじめ、「学力向上アクションプラン」に盛り込まれた施策を効果的・効率的に実施するなど、「確かな学力」の向上のための取組をより一層推進。(平成15年度予算案4,896百万円)</p>
		<p>・公立小中高等学校等における、教育用コンピュータ整備(各普通教室2台)及びインターネット接続等を推進(地方交付税措置)。</p>	<p>・公立小中高等学校等の、普通教室のLAN整備率21.1%、インターネット接続率97.9%など、公立学校のIT環境が着実に整備(平成14年3月末現在)</p>	<p>平成17年度までに全公立小中高等学校等における、教育用コンピュータ整備(各普通教室2台)及びインターネット接続等を推進(地方交付税措置)。</p>
		<p>・スーパーサイエンスハイスクールの拡充、理科大好きスクールの創設、大学等と教育現場との連携等を推進するサイエンス・パートナーシップ・プログラムの推進等の科学技術・理科大好きプランの推進(平成15年度予算案5,086百万円)</p>	<p>・平成14年度においては、スーパーサイエンスハイスクール指定校26校、サイエンス・パートナーシップ・プログラムにより実施された各地域での大学等の研究者による実験等の特別授業や教員研修等により、①理科・数学に重点を置いたカリキュラムの研究開発、②大学等の研究者が教育現場と連携して科学技術・理科に関する教育活動を実施するためのプログラム開発と実践、③生徒が科学技術に触れる機会の充実等が図られている。</p>	<p>平成15年度はスーパーサイエンスハイスクールを拡充する他、理科大好きスクールの創設やサイエンス・パートナーシップ・プログラム等の取組を推進し、科学技術・理科大好きプランに関する取組を総合的、一体的に推進する。</p>

		<p>・英語教育の先進事例となるような学校づくりを推進するため、英語教育を重点的に行う学校をスーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクールとして指定し、英語教育を重視したカリキュラムの開発等の実践研究を実施。(15年度予算案234百万円)</p> <p>・児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育の推進方策等について検討するための有識者会議を平成14年11月に発足。</p>	<p>・各指定校における英語教育の改善に資するための実践研究の推進</p>		<p>平成15年度では、指定校を50校まで拡大予定(平成14年度は18校)</p> <p>平成15年の夏頃を目途に報告書案を取りまとめる予定</p>
○学科の設置及び学部・学科の改廃を一層弾力化しよう、第三者機関による継続的な評価の在り方の検討や大学設置基準等の見直し	文部科学省	<p>平成14年の臨時国会において、改正学校教育法(平成14年11月29日法律第118号)により、文部科学大臣の認証を受けた複数の民間機関等による大学の第三者評価制度を導入。(平成16年4月1日施行)</p> <p>平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」を得た。これを受けて、学校教育法等を改正し、組織改編の前後で授与する学位の種類・分野に変更がない場合は、認可不要とする等の設置認可の弾力化を行った(平成15年4月1日施行)。</p>	<p>学校教育法等の改正により、各大学等の自主性が高まり、弾力的な取組を行えるようになった。</p>		<p>・平成15年度に、評価機関の認証基準を策定。</p> <p>・平成16年度から第三者評価を施行</p>

## 八. 規制改革

<p>○産学官連携による地域科学技術振興を通じた地域経済再生のためのイノベーション・新産業の創出を推進する。</p>	<p>関係府省</p>	<p>・知的クラスター創成事業においては全国12地域で事業を推進(平成14年度補正予算600百万円、平成15年度予算6,900百万円)          ・都市エリア産学官連携促進事業においては全国19地域で事業を推進(平成15年度予算案3,100百万円)          ・3地域(東北、長野・上田、香川)をはじめとした各地域において文部科学省の「知的クラスター創成事業」と経済産業省の「産業クラスター計画」の連携をはかる「地域クラスター推進協議会」を開催。</p>	<p>・知的クラスター創成事業、都市エリア産学官連携促進事業においては、産学官の共同研究等が進捗。          ・東北地域、長野・上田地域、高松地域等において「地域クラスター推進協議会」の開催が実現し、省庁の枠を超えた施策のモデルとなり得る。地域クラスター推進協議会も合同成果発表会を開催することにより、産業クラスター計画との連携が進むとともに、東北地方においては両事業の関係者約60名が参加する等、地域における産学官連携の機運が高まった。</p>		<p>・両事業の連携を深めるための地域クラスター推進協議会、合同成果発表会を各地域で開催。          ・平成14年度中に、知的クラスター創成事業において、6試行地域から3地域を本格実施地域へ移行。          ・平成14年度中に、都市エリア産学官連携促進事業において、新規に9地域を選定。          ・知的クラスター創成事業においては、平成16年度に厳正な中間評価を実施。</p>
<p>○「科学技術」を軸として、地域経済を支え、世界に通用する新事業やベンチャー企業を連続的に生み出すための施策を強力に推進する。このため、新事業、新産業の創出が連鎖的に生じるシステムの形成を進めつつ、地域における技術開発・研究開発の強化、大学発ベンチャーの育成、産学官連携のための支援体制の整備、地域産学官連携サミットの開催等の施策を進める。</p>	<p>総合科学技術会議、関係府省</p>	<p>・知的クラスター創成事業においては全国12地域で事業を推進(平成14年度補正予算600百万円、平成15年度予算6,900百万円)          ・都市エリア産学官連携促進事業においては全国19地域で事業を推進(平成15年度予算案3,100百万円)          ・3地域(東北、長野・上田、香川)をはじめとした各地域において文部科学省の「知的クラスター創成事業」と経済産業省の「産業クラスター計画」の連携をはかる「地域クラスター推進協議会」を開催。</p>	<p>・知的クラスター創成事業、都市エリア産学官連携促進事業においては、産学官の共同研究等が進捗。          ・東北地域、長野・上田地域、高松地域等において「地域クラスター推進協議会」の開催が実現し、省庁の枠を超えた施策のモデルとなり得る。地域クラスター推進協議会も合同成果発表会を開催することにより、産業クラスター計画との連携が進むとともに、東北地方においては両事業の関係者約60名が参加する等、地域における産学官連携の機運が高まった。</p>	<p>地域主体で産学官連携が進んでおり、今後、具体的な成果を上げていくことが課題。</p>	<p>・両事業の連携を深めるための地域クラスター推進協議会、合同成果発表会を各地域で開催。          ・平成14年度中に、知的クラスター創成事業において、6試行地域から3地域を本格実施地域へ移行。          ・平成14年度中に、都市エリア産学官連携促進事業において、新規に9地域を選定。          ・知的クラスター創成事業においては、平成16年度に厳正な中間評価を実施。</p>

<p>○競争的資金の拡充を図る。併せて、評価の徹底、研究費の適正規模の確保、課題選定に当たった戦略的重点化、若手研究者向資金の重点的拡充を進めるとともに、専門家による一貫した評価・執行体制の整備、総合科学技術会議における総合調整等、制度の在り方について検討を進める。</p>	<p>総合科学技術会議、関係府省</p>	<p>・第2期科学技術基本計画に基づき、平成13年度から5年間で競争的資金の倍増に向けた拡充を図る。(平成15年度予算案271,386百万円)          ・各制度の平成15年度予算案において競争的資金制度の一連の業務を一貫して責任を持って行う研究経歴のある「プログラム管理者(プログラムオフィサー)」を措置。(一部省令改正で対応予定)</p>		<p>第2期科学技術基本計画を踏まえた、競争的資金の拡充と制度改革の推進。</p>	<p>・今後とも第2期基本計画に基づき、競争的資金の倍増に向け、拡充を図るとともに、制度改革を進める。          ・総合科学技術会議の制度改革の方針、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」を踏まえ、「プログラム管理者(プログラムオフィサー)」の配置体制の整備等、公正で透明性の高い評価システムの確立を図るなど制度改革を推進する。</p>
<p>○産学官連携の推進に関する制度改革・規制緩和等を含む具体的方策を取りまとめる。また、国立大学等の法人化に際し、改革の方向性を打ち出すとともに、私立大学での研究開発の促進のため、私立大学への民間資金の導入を促進する観点から、民間からの委託研究費に対する減税措置等について検討する。さらに、全国の大学等と企業トップが一同に会する産学官連携サミットを開催する。</p>	<p>総合科学技術会議、関係府省</p>	<p>・平成15年通常国会に「国立大学法人法案」を提出(平成16年4月に国立大学法人へ移行予定)。          ・平成14年4月1日より、私立大学等が他の者の委託に基づいて行う研究に係る一定の事業が法人税の課税対象から除外された。また、平成15年度税制改正要望において、学校法人に対する「みなし譲渡所得」課税の非課税化の承認手続が大幅に簡素化されたとされた。</p>			
<p>○競争的資金による研究者の雇用と博士課程学生の給与型支援の拡充</p>	<p>文部科学省</p>	<p>平成13年度から科学研究費補助金において当該研究遂行のために必要となる研究者および博士課程学生を研究支援者として研究機関が雇用し、給与等を科学研究費補助金(直接経費)から研究機関に支出することができるよう制度改革を行うなど、各制度で対応を実施している。</p>			
<p>○新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究</p>	<p>文部科学省</p>	<p>平成14年度より実践研究を開始。</p>	<p>7件9校に実践研究を委嘱し、実践研究を開始。</p>		

<p>○地域の大学等を中心とした産学官連携事業による地域経済支援、新事業・ベンチャー企業創出</p>	<p>文部科学省、経済産業省</p>	<p>・知的クラスター創成事業においては全国12地域で事業を推進(平成14年度補正予算600百万円、平成15年度予算6,900百万円)          ・都市エリア産学官連携促進事業においては全国19地域で事業を推進(平成15年度予算案3,100百万円)          ・3地域(東北、長野・上田、香川)をはじめとした各地域において文部科学省の「知的クラスター創成事業」と経済産業省の「産業クラスター計画」の連携をはかる「地域クラスター推進協議会」を開催。</p>	<p>・知的クラスター創成事業、都市エリア産学官連携促進事業においては、産学官の共同研究等が進捗。          ・東北地域、長野・上田地域、高松地域等において「地域クラスター推進協議会」の開催が実現し、省庁の枠を超えた施策のモデルとなり得る。地域クラスター推進協議会も合同成果発表会を開催することにより、産業クラスター計画との連携が進むとともに、東北地方においては両事業の関係者約60名が参加する等、地域における産学官連携の機運が高まった。</p>	<p>地域主体で産学官連携が進んでおり、今後、具体的な成果を上げていくことが課題。</p>	<p>・両事業の連携を深めるための地域クラスター推進協議会、合同成果発表会を各地域で開催。          ・平成14年度中に、知的クラスター創成事業において、6試行地域から3地域を本格実施地域へ移行。          ・平成14年度中に、都市エリア産学官連携促進事業において、新規に9地域を選定。          ・知的クラスター創成事業においては、平成16年度に厳正な中間評価を実施。</p>
<p>○企業経験者の積極的採用や教員が企業等学校外において研修を受ける機会の充実</p>	<p>文部科学省</p>	<p>企業経験者等の採用を促進している県市の取組を事例集として毎年全国に配布。教員の長期社会体験研修実施機会を拡充(平成15年度予算案100百万円)</p>	<p>平成14年度採用選考試験において、都道府県・指定都市のうち49県市が民間企業経験について評価し、8県が社会人特別選考を実施。教員の長期社会体験研修については、都道府県・指定都市・中核市のうち73県市が平成13年度において実施し、74県市が14年度において計</p>		<p>企業経験者等の採用を促進している県市の事例について引き続き情報提供を進める。教員の長期社会体験研修に対する財政措置等を引き続き行う。</p>
<p>○教員を評価し処遇するシステムの確立に向けた調査研究や、学校の評価システムの確立と全校実施、学校評価の外部公開に向けた調査研究</p>	<p>文部科学省</p>	<p>平成14年度予算において、優秀な教員の表彰制度等に関する調査研究を、全都道府県・指定都市に委嘱して実施している。          また「教員の評価に関する調査研究」を全都道府県・指定都市に委嘱して実施。(平成15年度予算案118百万円)</p>	<p>各教育委員会において、新たな教員表彰制度を創設するなどの取組が進んでいる。</p>		<p>「教員の評価に関する調査研究」を全都道府県・指定都市教育委員会に委嘱して実施することにより、各都道府県教育委員会等における新たな教員評価システムの導入を促進する。          平成15年度から17年度の間に可及的速やかに各都道府県教育委員会等において新たな教員評価システムを導入するよう指導。</p>

		小学校設置基準等の省令に、学校は自己評価の実施とその結果の公表に努めることを規定した(平成14年4月施行)。また平成14年度より「学校の評価システムの確立に関する調査研究」を全都道府県・指定都市に委嘱して実施。(平成15年度予算案47百万円)	各学校、教育委員会において、学校の自己評価等の取組が進んでいる。		引き続き、学校や地域の状況に応じた学校の評価を行うための具体的な方策について、全都道府県・指定都市に実践的な研究を委嘱する「学校の評価システムの確立に関する調査研究」を実施。
○学科の設置及び学部・学科の改廃を一層弾力化しよう、第三者機関による継続的な評価の在り方の検討や大学設置基準等の見直し	文部科学省	平成14年の臨時国会において、改正学校教育法(平成14年11月29日法律第118号)により、文部科学大臣の認証を受けた複数の民間機関等による大学の第三者評価制度を導入。(平成16年4月1日施行) 平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」を得た。これを受けて、学校教育法等を改正し、組織改編の前後で授与する学位の種類・分野に変更がない場合は、認可不要とする等の設置認可の弾力化を行った(平成15年4月1日施行)。	学校教育法等の改正により、各大学等の自主性が高まり、弾力的な取組を行えるようになった。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度に、評価機関の認証基準を策定。</li> <li>・平成16年度から第三者評価を施行</li> </ul>
○大学運営における第三者評価の実施(継続的に推進)	文部科学省	平成14年の臨時国会において、改正学校教育法(平成14年11月29日法律第118号)により、文部科学大臣の認証を受けた複数の民間機関等による大学の第三者評価制度を導入。(平成16年4月1日施行)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度に、評価機関の認証基準を策定。</li> <li>・平成16年度から第三者評価を施行</li> </ul>
○コミュニティ・スクールの可能性や課題についての検討	文部科学省	新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究の中で検討。	新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究の中で検討。	なお、コミュニティスクール導入のための制度整備については、別途、平成15年中に検討する。	更なる実践研究を推進し、その成果を踏まえ、問題点等の整理・検討

○私立学校の設置促進のための施策の検討（設置基準、「準則主義」、私学審議会）	文部科学省	多様な小・中学校の設置を促進する観点から、小学校設置基準及び中学校設置基準を策定し、小・中学校の設置基準を明確化した。	小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）及び中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）を策定。（平成14年4月1日施行）		
		私立学校の設置促進を含め、多様な教育機会を提供する観点から、小・中学校設置基準を平成14年4月より施行した。また、私立学校審議会をより開かれたものとするため、委員名簿や議事概要について、各都道府県のホームページ等において公開することを都道府県私立学校主管部課長会議（平成15年1月）等において要請するとともに、一層の改革に向けて、構成員・運営を含む私立学校審議会の在り方を引き続き検討中。			
○公立学校システムに関する教員人事権のあり方を含めた検討	文部科学省	平成14年度より実施している「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」において、教員人事権の在り方を含め検討を行っている。 また、平成14年度臨時国会において成立した構造改革特別区域法第13条により、県費負担教職員に加えて、構造改革特区において市町村が教職員の給与を負担し任用することが可能となる。	「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」による実践研究校における、校長・教員公募の実施。		「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」を推進。また、構造改革特別区域法は平成15年4月1日から施行。
○特別免許状制度や特別非常勤講師制度の一層の活用促進などによる、学校教育の場における社会人の活用の飛躍的な拡大	文部科学省	特別免許状制度の活用促進のため、平成14年5月教育職員免許法を改正し、授与要件の緩和等を措置。 特別非常勤講師制度の活用を促進（平成15年度予算案260百万円。）	法律の改正や財政措置により、各都道府県において両制度の一層の活用が促進される。（平成13年度における特別非常勤講師の活用実績は14,695件。）		各都道府県教育委員会に対し、特別免許状の授与に係る措置の内容を引き続き周知することにより、その一層の活用を促進。特別非常勤講師の配置に係る事業費を引き続き措置（平成15年度）。

ホ. その他の制度改革				
○世界最先端のIT国家の姿を国民のみならず世界に広く提示するため、最先端技術の開発、実証実験等を実施する。	総務省、経済産業省、国土交通省、文部科学省	e-スクール(インターネットフェスティバル)を平成14年10月10日～14日に金沢で実施。その様子はインターネットにより配信した。	2005年の学校の姿を踏まえ、高速回線によるインターネット・デジタルコンテンツ等を活用した先進的な実践事例を広く一般に紹介することにより、学校教育の情報化の推進に寄与した。	
○学校、図書館等の超高速インターネット接続の推進や関連するIT環境の整備等を通じ、学校等の情報化を推進する。	総務省、文部科学省	・公立小中高等学校等における、教育用コンピュータ整備(各普通教室2台)及びインターネット接続等を推進(地方交付税措置)。  ・教育センター等と各学校を結ぶ教育用イントラネットを構築するため、高度教育用ネットワーク利用環境整備事業を実施。	・公立小中高等学校等の、普通教室のLAN整備率21.1%、インターネット接続率97.9%など、公立学校のIT環境が着実に整備(平成14年3月末現在)	平成17年度までに全公立小中高等学校等における、教育用コンピュータ整備(各普通教室2台)及びインターネット接続等を推進(地方交付税措置)。
		大学、研究機関等における最先端の研究成果を活用し、児童生徒の知的好奇心・探究心に応じた科学技術・理科に関する学習機会の提供を図るため、「先進的科学技術・理科教育用デジタル教材」の開発を実施。(平成15年度予算案740百万円)	大学、研究機関等の協力及び現場の教員の協力を受けてデジタル教材を開発した他、これらをインターネット経由で提供するシステムについても開発を実施。	実際にデジタル教材を使用した教員等への調査の実施によりさらなる改良に必要なデータを収集するとともに、デジタル教材の使用が教育現場に普及するために必要と考えられる取組について検証する。
○小中高等学校等におけるITの活用を促進するため、IT専門家1万人を派遣する。	文部科学省	・「学校いきいきプラン」、情報処理技術者等委嘱事業(地方交付税措置)などにより、IT専門家を活用。	・IT専門家の活用状況(特別非常勤講師、授業補助者等) 82,528人(H13年度、延べ数)	引き続き、「学校いきいきプラン」、情報処理技術者等委嘱事業(地方交付税措置)などにより、IT専門家を活用。

<p>○「IT人づくり計画」を実施する。(学校の高速・超高速インターネット接続の推進、コンテンツの制作・流通の促進、教員のIT指導力の向上、国民の情報リテラシー向上、IT職業能力開発、専門的IT人材育成等)</p>	<p>文部科学省、総務省、厚生労働省、経済産業省、関係府省</p>	<p>・公立小中高等学校等における、教育用コンピュータ整備(各普通教室2台)及びインターネット接続等を推進(地方交付税措置)。</p> <p>・教育センター等と各学校を結ぶ教育用イントラネットを構築するため、高度教育用ネットワーク利用環境整備事業を実施。</p> <p>・授業で活用できる教育用コンテンツ(高等学校専門教科)を開発中。</p> <p>・国、都道府県、学校の各段階において、体系的な教員研修を実施中。</p>	<p>・公立小中高等学校等の、普通教室のLAN整備率21.1%、インターネット接続率97.9%など、公立学校のIT環境が着実に整備(平成14年3月末現在)</p> <p>・高等学校の商業や福祉などのコンテンツを4件開発し、提供予定。</p> <p>・コンピュータを用いて指導できる教員の割合が47.4%(平成14年3月現在)</p>	<p>平成17年度までに全公立小中高等学校等における、教育用コンピュータ整備(各普通教室2台)及びインターネット接続等を推進(地方交付税措置)。</p> <p>引き続き、授業で活用できる教育用コンテンツ(高等学校専門教科)を開発し、提供予定。</p> <p>国、都道府県、学校の各段階において、体系的な教員研修を実施に加え、e-ラーニング方式の自学研修システムの開発や同一教科の教員の連携を促進し、IT活用指導力を向上させるためのモデル事業を実施する。</p>
	<p>大学、研究機関等における最先端の研究成果を活用し、児童生徒の知的好奇心・探究心に応じた科学技術・理科に関する学習機会の提供を図るため、「先進的科学技術・理科教育用デジタル教材」の開発を実施。</p> <p>デジタル教材が教育現場において日常的に使用されるような運用体制や教員間のネットワーク等の構築をどのように進めていくか検討中。</p>	<p>大学、研究機関等の協力及び現場の教員の協力を受けてデジタル教材を開発した他、これらをインターネット経由で提供するシステムについても開発を実施。</p>	<p>実際にデジタル教材を使用した教員等への調査の実施により、さらなる改良に必要なデータを収集するとともに、デジタル教材の使用が教育現場に普及するために必要と考えられる取組について検証する。</p>	

		<p>・学校教育や生涯学習に関する情報を提供する教育情報ポータルサイト等として教育情報ナショナルセンター機能を整備しており、平成14年9月に本格的な検索機能を備えたサイトとしてリニューアル。登録情報としては、3万件を超える教育用コンテンツを提供している。</p>	<p>・教育情報ナショナルセンターへのアクセス件数は、平成13年8月のサイト開設から1年間で約130万件となる。平成15年1月末には、190万件を超え、学校等への利活用が促進されている。</p>		<p>平成17年度までに教育情報ナショナルセンターへの登録情報を約10万件とすることを目標に強力に推進。</p>
		<p>・教育用コンテンツを有効に活用した、授業の実践研究成果を蓄積・公開するための事業を13のコンソーシアムに委託。実践研究成果は教育情報ナショナルセンターに登録。</p> <p>大学、研究機関等における最先端の研究成果を活用し、児童生徒の知的好奇心・探究心に応じた科学技術・理科に関する学習機会の提供を図るため、「先進的科学技術・理科教育用デジタル教材」の開発を実施。(平成15年度予算案740百万円)</p>	<p>・教育情報ナショナルセンターに1000件以上の実践研究成果を登録し、ITを活用した「わかる授業の実現」及び「情報活用能力の育成」に寄与している。</p> <p>大学、研究機関等の協力及び現場の教員の協力を受けてデジタル教材を開発した他、これらをインターネット経由で提供するシステムについても開発を実施。</p>		<p>平成16年度末までに3000件の実践研究成果を蓄積・公開することを目標に強力に推進。</p> <p>実際にデジタル教材を使用した教員等への調査の実施によりさらなる改良に必要なデータを収集するとともに、デジタル教材の使用が教育現場に普及するために必要と考えられる取組について検証する。</p>
<p>○国立大学を早期に法人化し、競争的な環境の下で民営化を含め民間的な経営手法を導入すべく、具体的な制度設計について、「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」の中間報告を9月中に行う。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>平成15年通常国会に「国立大学法人法案(仮称)」を提出(平成16年4月に国立大学法人(仮称)へ移行予定)。</p>			